

砂利採取業者の代表者の変更について

産業振興課あてに以下1.～3.の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、後日通知文書を簡易書留にて送付しますので、以下4.～5.も提出をお願いします。

【提出書類】

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 登録事項変更届書       | 1部 |
| 2. 誓約書(事業者名で提出)   | 1部 |
| 3. 登記事項証明書(コピー不可) | 1部 |

(注) 変更のあった代表者の就任日、退任日が確認できるものが必要です。

閉鎖登記事項証明書が必要な場合があります。

---

4. 470円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

5. 10円切手13枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

6. 登記事項証明書は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がございましたら、電話等でお問い合わせください。

申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

~~~~~  
【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555